

鳥取県西部広域行政管理組合  
リサイクルプラザ

指定管理者 募集要項

令和8年6月1日  
鳥取県西部広域行政管理組合

# 目次

はじめに	3
【用語の定義】	4
1 施設の概要	5
2 指定の期間	7
3 募集スケジュール	7
4 指定管理者が行う業務	8
(1) 法令等の遵守	8
(2) 業務の範囲	8
(3) 管理の基準	8
5 組合が直接行う業務	9
6 管理業務の処理に必要な経費	10
7 組合と指定管理者との責任の分担	10
8 その他の条件	10
9 応募資格等	11
(1) 応募資格	11
(2) 業務実績	11
(3) 専任職員の配置	11
(4) 複数の法人等による応募	12
10 応募の方法	12
(1) 応募書類の受付期間	12
(2) 応募書類の提出方法等	12
(3) 応募書類の配布方法	12
(4) 応募書類の種類	13
(5) 応募書類の提出部数	13
(6) 応募に当たっての留意事項	14
11 現地説明会の開催	14
12 指定管理者の候補者の選定	14
(1) 選定方法	14
(2) 選定基準	14
(3) 審査方法等	15
(4) 候補者の決定	15
13 指定管理者の指定の議決	15
14 協定の内容等に係る協議	15
15 問合せ先及び応募書類の提出先	15
16 別添書類の一覧	16

## はじめに

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号。以下「リサイクルプラザ条例」という。）に基づき設置した鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザでは、現在、施設の運営管理に係る各種の業務を複数の事業者に委託しており、組合と受託業者の間の指揮命令系統が多分化し、複雑になっている。

また、組合として、施設の安定稼働に不可欠な専門技術を有する職員の継続的な確保・育成も困難となってきた。

そのため、令和9年4月1日からリサイクルプラザにおいて指定管理者制度を導入し、民間事業者の持つ経営能力及び技術的能力を活用することで、施設運営の効率化・最適化を図るため、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

### 【参考】管理者制度とは

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理については、従来の公共団体が出資する法人や公共団体だけでなく、民間事業者なども含めた中で、その管理運営を行う者を選定し、委任することが可能となりました。この公の施設の管理運営に関する制度を、「指定管理者制度」といいます。

指定管理者制度では、公の施設の管理について、それぞれの施設の設置目的や活用方針に沿って最も適切な管理が行える者に委ねることが可能となりますので、施設利用者サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等が期待されます。

### 【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

**【用語の定義】**

本募集要項（別添書類を含む）において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
搬入ごみ	処理対象ごみ及び再生用資源ごみをいう。
最終処分場	組合が最終処分等業務を委託している事業者所有の最終処分場をいう。
管理業務	指定管理者が行う、リサイクルプラザの管理に関する業務をいう。
仕様書	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ管理業務仕様書をいう。
手数料	リサイクルプラザ条例に規定される、処理対象ごみを搬入する者が納付する手数料をいう。
計量伝票	原符、計量明細書兼納入通知書等、計量の記録を記した帳票をいう。
準用地方自治法	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法をいう。
指定管理業務等	指定管理者制度による業務、長期包括的委託業務、PFI 方式又は DBO 方式をいう。

## 1 施設の概要

(1) 名称	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）		
(2) 所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所 630 番地		
(3) 構造・規模	名称	構造	延床面積 (㎡)
	管理・再生展示棟	鉄筋コンクリート造 2 階建て	1,411.67
	工場棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 3 階、地下 1 階建て	5,839.84
	ストックヤード棟	鉄骨造平屋建て	999.16
	ペットボトル処理棟	鉄骨造平屋建て	495.00
	計量棟	鉄骨造平屋建て	20.00
	車庫棟	鉄骨造 平屋建て	70.00
(4) 敷地面積	約 16,500 平方メートル		
(5) 建築面積	8,835.67 平方メートル		
(6) 供用開始	平成 9 年 4 月 1 日		
(7) 主な施設内容	<p>ア 管理・再生展示棟 1 階：事務室、小会議室、エントランスホール、展示室、再生工房室 2 階：展望ホール、大会議室（定員 100 人）、研修室、男子休憩室、女子休憩室</p> <p>イ 工場棟 1 階：投入監視室、作業員控室、第二操作室 2 階：中央操作室、男子更衣室、女子更衣室、食堂 資源ごみ処理設備、不燃ごみ・粗大ごみ処理設備</p> <p>ウ ペットボトル処理棟 ペットボトル処理設備</p> <p>エ スtockヤード棟 古紙類処理設備</p> <p>オ 計量棟 計量設備</p> <p>※別添の「リサイクルプラザ施設配置図」参照</p>		
(8) 施設の設置目的	<p>リサイクルプラザは、鳥取県西部（境港市を除く米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町）から搬入される一般廃棄物の中間処理を行うとともに、ごみの減量化、再資源化及び再利用を推進し、快適な生活環境づくり及び循環型社会の形成に資することを目的とした施設である。</p> <p>一般廃棄物設備のほか、管理再生展示棟には展示室等を設け、ごみのリサイクルに関する周知啓発の拠点とすることも目指した施設である。</p> <p>その実現のため、リサイクルプラザの実施事業については、次に掲げる事項を重視して実施する。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令に基づいた廃棄物の適正処理</li> <li>・施設の効率的かつ安定的な稼動及び維持管理</li> <li>・一般廃棄物の資源化及び再利用の推進</li> </ul>		
(9) 搬入ごみの範囲	処理対象ごみ	資源ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、ペットボトル	
	再生用資源ごみ	新聞紙、雑誌、段ボール紙、紙パック、その他の紙製容器包装	
(9) 処理能力及び処理方式	ア 資源ごみ処理設備		
	処理能力	10 t/日 (5H)	
	受入供給	ピット&クレーン方式	
	選別	磁選機、アルミ選別機、手選別	
	搬出	鉄類、アルミ (圧縮成形)、カレット	
	イ 不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備		
	処理能力	24.5 t/日 (5H)	
	受入供給	ピット&クレーン方式	
	破碎	不燃ごみ前処理破碎機、粗大ごみ前処理破碎機、 縦型回転式破碎機	
	選別	磁選機、アルミ類選別機、粒度選別機、手選別	
	搬出	鉄類、アルミ、銅、不燃残さ	
	ウ ペットボトル処理設備		
	処理能力	2.0 t/日 (5H)	
	受入供給	ホッパー直投方式	
	選別	手選別	
	搬出	ペットボトル (圧縮後 PP バンド梱包)	
	エ 古紙類処理設備		
	処理能力	9.0 t/日 (5H)	
	受入供給	ストックヤード&ホッパー直投方式	
	選別	手選別	
	搬出	新聞、雑誌、段ボール、紙パック (圧縮後番線梱包)	
	オ 計量設備		
	ひょう量	40,000 kg	最小測定量
目量	10 kg	等級	Ⅲ級
計量方式	電気抵抗線式はかり		
基数	2基 (入口側・出口側 各1基)		
付帯設備	計量データ処理装置、計量伝票プリンター、 帳票プリンター (A4モノクロ)		
計量伝票	紙幅80mm/外径80mm/高保存以上		

(11) 施設の現状	<p>平成26年度から平成29年度にかけて基幹改良工事を実施し、処理能力の適正化および主要機器の更新を行った。</p> <p>現在は、予防保全を基本とした点検、補修工事等により適切な維持管理を行い、施設の安全かつ安定的な稼働を確保している。</p>																								
(12) 施設の運営状況（令和6年度）の概要	<p>ア 搬入状況</p> <table border="1" data-bbox="512 427 1367 669"> <thead> <tr> <th>ごみ種</th> <th>搬入量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処 理 対 象 ご み</td> <td>4, 154. 27 t</td> </tr> <tr> <td>再 生 用 資 源 ご み</td> <td>2, 081. 59 t (米子市指定搬入工場含む)</td> </tr> <tr> <td>生 瓶</td> <td>1, 469本</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 資源回収、搬出の状況</p> <table border="1" data-bbox="512 719 1367 1010"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>回収量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資源回収</td> <td>処 理 対 象 ご み</td> <td>1, 851. 98 t</td> </tr> <tr> <td>再 生 用 資 源 ご み</td> <td>全量を資源化</td> </tr> <tr> <td>生 瓶</td> <td>全量を資源化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不燃物残さ外部処理搬出量</td> <td>667. 60 t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最終処分場への搬出量</td> <td>1, 747. 34 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 視察、リサイクル実践活動等の状況</p> <p>視察者数 925人（21団体）</p> <p>再生品引渡点数 263点（申込840件）</p> <p>エ 手数料 6, 682千円（組合歳入）</p> <p>オ 管理運営費（支出額の合計） 421, 817千円</p> <p>管理運営事務費、計量・投入監視に係る人件費及び補修工事費の合計額。ただし、備品費、負担金及び公課費を除く。</p> <p>※別添書類「令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ運営状況」参照</p>	ごみ種	搬入量	処 理 対 象 ご み	4, 154. 27 t	再 生 用 資 源 ご み	2, 081. 59 t (米子市指定搬入工場含む)	生 瓶	1, 469本	項目		回収量等	資源回収	処 理 対 象 ご み	1, 851. 98 t	再 生 用 資 源 ご み	全量を資源化	生 瓶	全量を資源化	不燃物残さ外部処理搬出量		667. 60 t	最終処分場への搬出量		1, 747. 34 t
ごみ種	搬入量																								
処 理 対 象 ご み	4, 154. 27 t																								
再 生 用 資 源 ご み	2, 081. 59 t (米子市指定搬入工場含む)																								
生 瓶	1, 469本																								
項目		回収量等																							
資源回収	処 理 対 象 ご み	1, 851. 98 t																							
	再 生 用 資 源 ご み	全量を資源化																							
	生 瓶	全量を資源化																							
不燃物残さ外部処理搬出量		667. 60 t																							
最終処分場への搬出量		1, 747. 34 t																							

## 2 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

## 3 募集スケジュール

- (1) 応募書類の提出期間 令和8年6月1日（月）～同年7月10日（金）
- (2) 現地説明会 令和8年6月12日（金）（予定）  
※現地説明会の参加は任意とし、応募を妨げるものではない
- (3) 質問の受付 令和8年6月1日（月）～同年6月19日（金）（6月29日回答予定）
- (4) リサイクルプラザ指定管理者候補者選定委員会の調査審議 令和8年8～9月
- (5) 指定管理者候補者の選定結果の通知 令和8年10月～11月
- (6) 指定管理者の指定 令和8年11月組合議会
- (7) 基本協定の締結 令和9年1月～2月

(8) 年度協定の締結 令和9年3月

#### 4 指定管理者が行う業務

##### (1) 法令等の遵守

指定管理者がリサイクルプラザの管理業務の処理に当たって遵守しなければならない法令等は次のとおりとする。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- イ 地方自治法及び地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ウ リサイクルプラザ条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例施行規則（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合規則第2号。以下「リサイクルプラザ規則」という。）
- エ 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ再生工房管理規則（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）
- オ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- カ 鳥取県西部広域行政管理組合文書管理規程
- キ 鳥取県西部広域行政管理組合の行政事務からの暴力団等の排除に関する合意書
- ク 労働基準法
- ケ 労働安全衛生法
- コ 建築基準法
- サ 消防法
- シ 電気事業法
- ス 計量法
- セ 道路交通法
- ソ その他管理業務に適用される法令等

##### (2) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細については、仕様書に定めるところによる。

- ア 一般廃棄物の減量、再資源化及び再利用の促進に関する事業の企画及び実施に関すること。
- イ リサイクルプラザの施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- ウ リサイクルプラザ条例第5条第2項（同条例第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に関すること。
- エ 搬入許可（管理者において処理するものを除く。）及び使用許可に関すること。
- オ 処理対象ごみ又は再生用資源ごみを搬入する者並びに使用者及び利用者の応接に関すること。
- カ 上記アからオに掲げるもののほか、リサイクルプラザの管理に関する業務のうち、管理者に専属する権限に基づく事務を除くもの。

##### (3) 管理の基準

指定管理者は、次により、リサイクルプラザの管理業務を適切に行うものとする。  
なお、管理業務の処理における、要求水準及び指標については、仕様書に定める。

## ア 基本方針

- (ア) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって圏域住民福祉をより一層増進させなければならない。
- (イ) 指定管理者は、圏域住民が広く利用する公の施設としてのリサイクルプラザの性格を十分認識し、利用者にとっての快適なリサイクルプラザの環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、リサイクルプラザの施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、ごみの減量、リサイクルの促進、廃棄物の適正処理等を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、リサイクルプラザの設置目的に適合した事業の企画及び実施に努めなければならない。

## イ 基本的事項

- (ア) リサイクルプラザの搬入時間及び休所日

搬入時間	午前9時から午後4時まで
休所日（再生工房を除く。）	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）

ただし、指定管理者は、管理者の承認を受けて、これらを変更することができる。

- (イ) リサイクルプラザ再生工房の開所時間及び休所日

開所時間	午前9時から午後4時まで
休所日	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）

ただし、指定管理者は、管理者の承認を受けて、これらを変更することができる。

- (ウ) 指定管理者は、手数料の収納について、別に組合と締結する契約に基づき、適切に行うものとする。この場合において、当該手数料は組合の収入とし、指定管理者は、これを自己の収入として収受してはならない。

## 5 組合が直接行う業務

次に掲げる業務については、組合が直接行うものとする。

- (1) リサイクルプラザの目的外使用の許可その他の管理者に専属する権限に基づく事務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処分又は再生の委託に係る計画及び協議調整事務に関すること。

## 6 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、組合と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

指定管理料の指定期間総額の上限額は、2,369,240,000円とする。

## 7 組合と指定管理者との責任の分担

次の表の左欄に掲げる事項に係る組合と指定管理者との責任の区分の基本的な考え方は、同表の右欄に定めるとおりとする。

なお、管理業務に関する責任の分担の詳細については、仕様書に定めるところによる。

事 項		責任の区分
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、組合と指定管理者とが協議して定める。
利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、組合と指定管理者とが協議して定める。
施設等の修繕	組合の施策又は計画の変更等に起因して追加的に必要となるもの	組合
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		組合
利用者に係る損害賠償保険（指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるものに限る。）への加入		組合（なお、左記に該当しない損害賠償保険については、組合は加入しない。）

## 8 その他の条件

- (1) 指定管理者は、リサイクルプラザの管理業務を開始する日までに、組合、令和8年度の「リサイクルプラザ中央操作室運転管理等業務」受託業者、「リサイクルプラザ不燃ごみ選別及び残さ運搬業務」受託業者及び「再生資源分別等業務」受託業者から事務引継ぎを受けなければならない。

- (2) 指定管理者は、リサイクルプラザの管理業務の処理に当たり、構成市町村、構成市町村の委託を受けた者、一般廃棄物処理業の許可を受けた者その他関係団体との連携協力を努めなければならない。
- (3) 組合は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、リサイクルプラザの施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。

## 9 応募資格等

### (1) 応募資格

リサイクルプラザの指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(ロ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(ハ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。（ロ）において同じ。）

(ニ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

### (2) 業務実績

リサイクルプラザと同規模（不燃ごみの処理能力が17t/日以上）のごみ処理施設で、類似の処理設備又は処理工程を有する施設について、指定管理業務等により、運転管理、設備維持管理及び補修工事の各業務について、それぞれ受注した実績を有すること。

### (3) 専任職員の配置

ア 一般廃棄物処理施設技術管理者

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の規定に準じた、一般廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設）を専任の職員として配置できる体制を有し、指定期間中、安全かつ円滑に管理業務を処理することができること。

イ 第三種電気主任技術者

第三種電気主任技術者を専任の職員として配置できる体制を有する、又は電気事業法に基づく電気保安管理業務を登録保安管理業者に委託できる体制を確保すること。

(4) 複数の法人等による応募

リサイクルプラザの管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

エ グループのすべての構成団体が上記(1)を満たし、かつ、グループの構成団体のいずれかが上記(2)及び(3)に掲げる資格等を満たす体制を有すること。また、当該資格者が不在となった場合においても、速やかに代替の者を確保し、業務の継続に支障が生じない体制を有すること。

(リサイクルプラザの指定業務受託者の応募の制限)

1 リサイクルプラザの指定業務※の受託者は、本業務に応募するグループの構成団体となることができない。

2 前項の規定のほか、指定業務受託者と資本的関係又は人的関係にある者についても、本事業に応募するグループの構成団体となることができない。

※ 指定業務及び受託者

(既存協定に基づく業務)

- |                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| (1) 不燃ごみ選別及び不燃物残さ運搬業務               | 環境プラント工業株式会社    |
| (2) 再生用資源分別業務<br>(埋立管理計画に基づく外部処理業務) | 鳥取県西部再生資源事業協同組合 |
| (3) 不燃物残さ（プラスチック残さ）処理業務             | 三光株式会社          |

## 10 応募の方法

リサイクルプラザの指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を管理者に提出しなければならない。

(1) 応募書類の受付期間

令和8年6月1日（月）から同年7月10日（金）まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵便又は信書便による提出にあつては、受付期間の末日の午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、リサイクルプラザとする。（巻末参照）

(3) 応募書類の配布方法

応募書類は、次において配布する。

ア 配布場所 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地  
鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ

イ 掲載先 組合ホームページ（<https://www.tottori-seibukoiki.jp/2234.html>）

#### (4) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合にあっては、エからコまで及びシに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書（別添の様式によること。）

イ 事業計画書（任意様式）

(ア) 事業計画書については、目次、インデックス等により、選定基準・評定項目等の該当箇所が容易に確認できるよう、構成すること。

(イ) 文字の大きさ、書体、配色、図表の使用等については、審査審議を行う者が内容を容易に把握または理解できるよう、配慮すること。

ウ 収支予算書（任意様式）

(ア) 収支予算書の収入及び支出の項目については、可能な限り組合の作成した過去の決算書の項目に倣い、経費ごとに比較しやすいように作成すること。

エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類するものの写し）

オ 申請の日を含む事業年度の直前の2事業年度に係る次に掲げる書類

(ア) 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表1の各事業年度の所得に係る申告書の写し及び勘定科目内訳明細書（当該申請を行う法人その他の団体（次条において「法人等」という。）が法人税の確定申告を行っている場合に限る。）

(イ) 貸借対照表、財産目録、損益計算書及び収支決算書又はこれらに相当する書類

カ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添の「申立書」によること。）

キ 指定管理業務等実績一覧表（任意様式）

(ア) 過去10年間において、リサイクルプラザと同規模（不燃ごみの処理能力が17t/日以上）のごみ処理施設で、類似の処理設備又は処理工程を有する施設について、指定管理業務等により、運転管理、設備維持管理及び補修工事を受注した（受注中を含む）実績を及び業務概要を記載すること。

ク 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（任意様式）

ケ 労働環境確認表（別添の様式によること。）

コ 役員等調書兼照会承諾書（別添の様式によること。）

サ 経営困難時の方策（任意様式）

シ グループによる応募の場合にあっては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別添の「グループ構成団体一覧表」によること。）

#### (5) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本10部を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。この場合、事業計画書については、正本がカラーで作成されているときは、副本についても正本と同様にカラーで複写すること。

なお、事業計画書及び収支予算書については、紙媒体による提出に加え、電子データ（PDF形式）をCD-ROM又はDVD-ROMにより1式提出すること。また、プロジェクタ投影又は一般的なモニター（24インチ程度）に表示した場合においても、文字及び図表が判読可能な解像度とすること。

## (6) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、組合情報公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、全て応募する法人等の負担とする。
- カ 応募書類に記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。
- キ 組合が指定する場合を除き、選定委員会委員及び組合職員に対し、本件応募に関連して接触してはならない。
  - なお、接触には、第三者を介した情報提供や間接的な働きかけ、その他選定委員会委員や組合職員に対して影響を及ぼし、又は選定の公正性を損なうおそれがある行為を含む。
  - 接触の事実が認められた場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

## 11 現地説明会の開催

リサイクルプラザの施設等の概要、管理業務の内容の説明、現地確認等を行うため、次により説明会を開催する。

- ア 日 時 令和8年6月12日（金） 午後2時
- イ 場 所 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地  
鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（施設内）  
なお、施設の稼働状況等により、実施日時の変更又は現地確認を行う区域を制限する場合がある。
- ウ 申込方法 令和8年6月8日（月）までに、ファクシミリ又は電子メールにより、リサイクルプラザ（巻末参照）に申し込むこと。  
その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名、担当者の電話番号を明示すること。

## 12 指定管理者の候補者の選定

### (1) 選定方法

管理者は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成するリサイクルプラザ指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

### (2) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、当該選定基準の詳細は、別添の「指定管理者候補者選定基準」のとおりとする。

- ア 事業計画書によるリサイクルプラザの運営が、リサイクルプラザの使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。

- イ 事業計画書の内容が、リサイクルプラザの効用を最大限に発揮させるものであること。
- ウ リサイクルプラザの管理業務に係る経費の節減を図るものであること。
- エ 当該応募した法人等が、事業計画書に沿ったリサイクルプラザの管理を安定して行う能力を有するものであること。
- オ 地域経済の活性化を目的として、管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先的な活用を図るものであること。  
また、地域住民及び現在のリサイクルプラザ従事者のうち希望する者の優先雇用が見込まれるものであること。  
ただし、特殊性、特許等により、専門的な知識又は製造者対応等を要する業務については、この限りでない。

### (3) 審査方法等

選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査によるものとする。なお、応募書類の内容については、面接、電話、電子メール、オンライン会議等により聴取りを行う。

併せて、審査の過程において、申請者は組合に対し、提案説明（60分程度）を行うこととする。提案説明に当たっては、応募書類に加え、その要旨をまとめた資料（データ）を使用してもよい。なお、その日程については、組合が申請者に通知する。

### (4) 候補者の決定

管理者は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等の全てに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、組合との交渉権を有する複数の法人等を順位付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が調ったものを当該候補者に決定する。

## 13 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定は、候補者をリサイクルプラザの指定管理者とする旨の議案を令和8年11月に開会予定の組合議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

その際、当該議案の審査のため、候補者に係る組合の審査結果に関する資料等を、組合議会に提出する。

## 14 協定の内容等に係る協議

組合と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者にリサイクルプラザの管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、前項の議決後において、速やかに行うものとする。

## 15 問合せ先及び応募書類の提出先

鳥取県西部広域行政管理組合 事務局施設管理課 ごみ処理施設維持担当  
[所在地] 〒689-4106 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地  
鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ  
[電話番号] 0859-68-4071  
[ファクシミリ] 0859-68-4584  
[電子メールアドレス] plaza@tottori-seibukoiki.jp

[問合せ受付時間] 午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

## 16 別添書類の一覧

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ管理業務仕様書
- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ配置図及び平面図
- (3) 令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ運営状況
- (4) 指定申請書（様式）
- (5) 事業計画書（参考様式）
- (6) 収支予算書（参考様式）
- (7) 申立書（参考様式）
- (8) 指定管理業務等実績一覧表（参考様式）
- (9) 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（参考様式）
- (10) 労働環境確認表（様式）
- (11) 役員等調書兼照会承諾書（様式）
- (12) 経営困難時の方策（参考様式）
- (13) グループ構成団体一覧表（様式）
- (14) 指定管理者の募集に関する質問書（参考様式）
- (15) リサイクルプラザ指定管理者候補者選定基準
- (16) 基本協定書【例】及び年度協定書【例】
- (17) モニタリング関係資料